

令和4年9月29日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市特定非営利活動法人指定審査会
会長 松 井 望

特定非営利活動法人の指定について（答申）

令和4年9月15日付け、文書番号4市協課1644号をもって諮問のありました別紙の特定非営利活動法人の新規指定及び指定の更新について、本審査会において慎重に審議した結果、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年相模原市条例第31号、以下「条例」という。）第4条第1項（条例第9条第2項に基づき準用する場合を含む。）に規定する指定の基準に適合すると認めるのが相当である旨を答申します。

以 上

【別紙】

(1) 新規申出法人 (条例第3条第1項)

申出の あった 年月日	特定非営利活動 法人の名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載 された目的	定款に記載 された事業
令和4年 8月1日	特定非営利活動 法人 WE21ジ ャパン相模原	三池 良子	相模原市南区 若松4丁目1 3番3号	この法人は、地球 環境を保全するた め、神奈川県相模原 市を中心に資源のリ ユース・リサイクル を推進するととも に、アジア等におけ る環境破壊、抑圧、 性差別、戦禍、飢餓、 貧困、災害などによ り生存生活の困難に さらされている人々 に対して、生活及び 自主的活動に関する 金銭的・物的・技術 的支援と助成を行う ことで、アジア各地 域の人々の生活の向 上と自立に寄与する とともに、地域市民 の環境、人権、平和、 協力等に関する国際 的な意識の自覚を 図ることを目的とす る。	(1)資源のリユ ース・リサイクルを推 進する事業 (2)主にアジア地 域の人々の生活向 上と自立に寄与す る事業 (3)地域市民の国 際的な意識や理解 を高める事業 (4)この法人の事 業の広報普及を図 る事業 (5)その他、第3 条の目的達成に必 要な事業

(2) 指定の更新申出法人 (条例第9条第1項)

申出年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款に記載された事業
令和4年7月7日	特定非営利活動法人さがみはら市民会議	西本 敬、 佐藤 匠	相模原市中央区富士見六丁目6番1号	この法人は、公益的・社会的な活動を行う市民団体に対して、団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助に関する事業を行い、市民社会の健全で活力のある発展に寄与することを目的とする。	(1) NPOへのマネジメント研修・講習活動 (2) 各分野のNPO活動の連携をめざした交流活動 (3) NPOに関する分野を横断した政策提言活動 (4) 市民へのNPOに関する広報、情報収集と発信活動 (5) 市民活動支援センターの運営 (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
令和4年8月1日	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら	石井 トシ子	相模原市緑区橋本六丁目2番1号	この法人は、市民や市民団体が連携することにより、一人ひとりが自覚と責任をもって、男女が、ともに輝き、自分らしく生きることのできる「男女共同参画社会」の実現に寄与することを目的とする。	(1) 男女共同参画社会を目指した意識啓発事業 (2) 男女共同参画に関する研究、情報の収集・提供事業 (3) 男女共同参画を目指す団体の活動、ネットワーク支援事業 (4) 子どもの健全育成を図る活動 (5) 男女共同参画を推進する施設の管理運営事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

令和4年 7月28 日	特定非営利活動 法人ワーカー ズ・コレクティ ブわっか	青木 美香	相模原市中央 区中央三丁目 3番6号アー バン木下10 3	<p>本会は、相互扶助の精神にもとづき、自らの生活技術や技能を発揮し、自主運営・自主管理の非営利市民事業として、高齢者、障害者、病弱者、などの移動制約者の外出を支援する事業等を行い、「参加型福祉」によるまちづくりに寄与することを目的にする。</p>	<p>(1) 福祉有償運送事業 (2) 外出するための移動とそれに伴う介助に関する事業 (3) 障害福祉事業 (4) 地域生活支援事業 (5) 地域に向けての研修、啓発を図る事業 (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業</p>
令和4年 6月20 日	特定非営利活動 法人L i n k ・ マネジメント	井戸 和宏	相模原市中央 区淵野辺四丁 目4番2号	<p>この法人は、認知症ケア実践者及びそれに係る人に対して、認知症ケアに必要な知識などを習得するための事業及び交流・協力・相互理解を図るための事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>(1) 認知症ケア実践者等の知識、技術を習得するために必要な事業 (2) 認知症ケア実践者等ネットワークL i n kの運営事業 (3) 地域での実践者同士の交流、協力を促進する事業 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>